



和歌山市公報

令和5年（2023年）9月1日
第1758号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号	ページ
47 和歌山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	2

【告示】

340 公示送達（令和5年度第1期介護保険料督促状）	2
341 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））	2
342 道路区域の変更及び供用開始	3
343 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要	3
344 自転車等の移動及び保管	6
345 自転車等の移動及び保管	7
346 放置自転車等の処分	7
347 公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	8
348 市道路線の認定	8
349 道路区域の決定及び供用開始	11
350 市道路線の変更	14
351 道路区域の変更及び供用開始	14
352 公示送達（令和4年度介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和5年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））	14
353 公示送達（令和4年度第5期から第8期まで国民健康保険料督促状並びに令和5年度随時第1期、随時第3期及び第1期国民健康保険料督促状）	15
354 放置自動車の移動及び保管	15
355 公示送達（市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）	15
356 公示送達（令和3年度国民健康保険料更正通知書、令和4年度国民健康保険料更正通知書並びに令和5年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料納入通知書）	16
357 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出	16

【公告】

○ 和歌山城ホールの指定管理者の公募	16
○ 国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧	17
○ 開発行為に関する工事の完了	17
○ 道路位置の指定	17
○ 和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧	18
○ 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧	19
○ 市有財産売却公告	19

【 選挙管理委員会告示 】

- 61 和歌山市議会一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 20
- 62 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 21
- 63 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 21

【 教育委員会告示 】

- 16 教育委員会臨時会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 21

【 企業局告示 】

- 27 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所の所在地の変更の届出・（企業総務課） 22

【 規 則 】

和歌山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第47号

和歌山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

和歌山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成9年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ウ及び第2号イ中「改葬許可書の写し」を「改葬の完了を証する書類」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年9月1日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第340号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年8月17日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和5年度	第1期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和5年8月31日に変更する。

（別紙省略）

（令和5年8月17日揭示済）

和歌山市告示第341号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は債権回収対策課において保管し、送達を受ける

べき者の申出により交付する。

令和5年8月18日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和5年8月18日揭示済）

和歌山市告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年8月22日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年8月22日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
38-6 4	雑賀6 4号線	和歌山市関戸2丁目458番2地先	旧	28.29	1.95～2.40
		和歌山市関戸2丁目458番2地先	新	28.29	3.05～3.65

（令和5年8月22日揭示済）

和歌山市告示第343号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月23日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

本州化学工業株式会社 和歌山工場
和歌山市小雑賀2丁目5番115号
執行役員工場長 中口 徹

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

本州化学工業株式会社 和歌山工場
和歌山市小雑賀2丁目5番115号

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第46号ロに掲げるろ過施設及び別表第1第46号ニに掲げる廃ガス洗浄施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第2及び別表第3のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第4及び別表第5のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年8月23日から同年9月14日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設		新設		
特定施設番号及び名称	第46号口 ろ過施設		第46号ニ 廃ガス洗浄施設		
構造	堅型上部排出色		堅型		
主要寸法	φ500mm×265mm		680mm×825mm×9		
能力	バスケット容量 20リッ		25m ³ /min		
1日当たりの使用時間	2時間		12時間		
使用の季節的変動の有無	なし		なし		
排出水の汚染状態	区分	通常	最大	通常	最大
	項目				
	pH	—	—	—	—
	BOD (mg/L)	—	—	—	—
	COD (mg/L)	—	—	—	—
	SS (mg/L)	—	—	—	—
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	—	—	—	—
	全窒素 (mg/L)	—	—	—	—
全燐 (mg/L)	—	—	—	—	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	—	—	—	—	
備考	産業廃棄物として処分するため系外への排水は発生しません。		産業廃棄物として処分するため系外への排水は発生しません。		

別表第2 汚水等の処理に関する事項 (1)

区分	既設				既設				
施設名	pH調整装置				総合排水処理施設				
構造	コンクリート造り				コンクリート造り				
主要寸法	12.6m ³				有効容積：406m ³ ×2基				
能力	5,000m ³ /D				1,300m ³ /D				
処理の方式	pH調整				活性汚泥法				
1日当たりの使用時間	連続24時間				連続24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大		通常		最大	
	項目	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5.8~8.6	6.0~8.0	5.8~8.6	6.0~8.0	6.7~8.4	6.0~8.0	6.7~8.4	6.0~8.0
	COD (mg/L)	3	3	10	10	2,000	30~40	3,000	80
	BOD (mg/L)	20	20	20	20	1,859	40	2,294	60
	SS (mg/L)	30	30	120	120	50	10~20	100	30
	n-Hex (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	100	<0.5	300	1
T-N (mg/L)	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	

T-P (mg/L)	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	561	561	1,800	1,800	419	419	493	493	493

別表第3 汚水等の処理に関する事項（2）

区分	既設					
施設名	pH調整装置					
構造	コンクリート造り					
主要寸法	18m ³					
能力	6,000m ³ /D					
処理の方式	pH調整					
1日当たりの使用時間	連続24時間					
使用の季節的変動の有無	なし					
汚水等の汚染状態	項目	区分	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	5.8~8.6	6.0~8.0	5.8~8.6	6.0~8.0	
	COD (mg/L)	10~40	10~40	65	65	
	BOD (mg/L)	64	64	180	180	
	SS (mg/L)	30	30	50	50	
	n-Hex (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	1	
	T-N (mg/L)	1.2	1.2	1.2	1.2	
	T-P (mg/L)	0.06	0.06	0.06	0.06	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	1,106	1,106	2,033	2,033		

別表第4 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	区分	既設		既設	
		西排水口	北排水口			
	通常	最大	通常	最大		
	pH	6.0~8.0	6.0~8.0	6.0~8.0	6.0~8.0	
	COD (mg/L)	10~40	65	3	10	
	BOD (mg/L)	64	180	20	20	
	SS (mg/L)	30	50	30	120	
	n-Hex (mg/L)	<0.5	1	<0.5	<0.5	
	T-N (mg/L)	1.2	1.2	1.2	1.2	
T-P (mg/L)	0.06	0.06	0.06	0.06		
排出水の1日当たりの量 (m ³)	1,106	2,033	561	1,800		
備考	排出先：公共下水道					

別表第5 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	区分	既設	
		間接冷却水排水口		
	通常	最大		
	pH	7.2~7.7	7.2~7.7	
	COD (mg/L)	2.0	5.0	
	BOD (mg/L)	2	5	
	SS (mg/L)	7	30	
n-Hex (mg/L)	<0.5	<0.5		
T-N (mg/L)	1.2	1.2		

T-P (mg/L)	0.06	0.06
排出水の1日当たりの量 (m ³)	8,280	9,500
備考	排出先：和歌川	

(令和5年8月23日揭示済)

和歌山市告示第344号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年8月23日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年8月5日及び同月8日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年8月3日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年8月1日
南海和歌山大学前駅周辺自転車等放置禁止区域	令和5年8月1日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年8月23日揭示済)

和歌山市告示第345号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年8月23日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び岩橋公園	令和5年8月1日、同月2日、同月4日、同月9日及び同月10日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年8月23日揭示済)

和歌山市告示第346号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年8月23日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年8月25日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年5月8日及び同月13日	令和5年5月24日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年5月11日	令和5年5月24日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年5月9日	令和5年5月24日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和5年5月1日、同月2日、同月8日及び同月15日	令和5年5月24日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

(令和5年8月23日揭示済)

和歌山市告示第347号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年8月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和5年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和5年8月24日揭示済)

和歌山市告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
16-183	宮前183号線	和歌山市手平4丁目 和歌山市手平4丁目	
16-184	宮前184号線	和歌山市手平4丁目 和歌山市手平4丁目	
16-185	宮前185号線	和歌山市小雑賀 和歌山市小雑賀	
16-186	宮前186号線	和歌山市小雑賀	

		和歌山市小雑賀	
16-187	宮前187号線	和歌山市小雑賀 和歌山市小雑賀	
16-188	宮前188号線	和歌山市小雑賀 和歌山市小雑賀	
16-189	宮前189号線	和歌山市小雑賀 和歌山市小雑賀	
22-336	藤戸台164号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-337	藤戸台165号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-338	藤戸台166号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-339	藤戸台167号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-340	藤戸台168号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-341	藤戸台169号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-342	藤戸台170号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-343	藤戸台171号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-344	藤戸台172号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-345	藤戸台173号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-346	藤戸台174号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-347	藤戸台175号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-348	藤戸台176号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-349	藤戸台177号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-350	藤戸台178号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-351	藤戸台179号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-352	藤戸台180号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-353	藤戸台181号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-354	藤戸台182号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	

22-355	藤戸台183号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-356	藤戸台184号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-357	藤戸台185号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-358	藤戸台186号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-359	藤戸台187号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-360	藤戸台188号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-361	藤戸台189号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-362	藤戸台190号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-363	藤戸台191号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-364	藤戸台192号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-365	藤戸台193号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-366	藤戸台194号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-367	藤戸台195号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-368	藤戸台196号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-369	藤戸台197号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-370	藤戸台198号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-371	藤戸台199号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-372	藤戸台200号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-373	藤戸台201号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
25-165	岡崎165号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺	
26-333	西脇333号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	
31-187	有功187号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-188	有功188号線	和歌山市六十谷	

		和歌山市六十谷	
31-189	有功189号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-190	有功190号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-191	有功191号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-192	有功192号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-193	有功193号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-194	有功194号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	

(令和5年8月24日揭示済)

和歌山市告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和5年8月24日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
16-183	宮前183号線	和歌山市手平4丁目109番13地先～ 和歌山市手平4丁目109番4地先	65.1	6.00
16-184	宮前184号線	和歌山市手平4丁目109番15番地先 ～和歌山市手平4丁目26番14地先	81.0	4.20 ～9.90
16-185	宮前185号線	和歌山市小雑賀671番17地先～和歌 山市小雑賀671番39地先	123.0	6.00
16-186	宮前186号線	和歌山市小雑賀671番27地先～和歌 山市小雑賀671番33地先	58.5	4.00
16-187	宮前187号線	和歌山市小雑賀671番15地先～和歌 山市小雑賀671番8地先	80.0	6.00
16-188	宮前188号線	和歌山市小雑賀673番8地先～和歌山 市小雑賀673番21地先	57.6	4.10 ～4.20
19-189	宮前189号線	和歌山市小雑賀673番20地先～和歌 山市小雑賀676番4地先	54.7	4.10 ～4.20
22-336	藤戸台164号 線	和歌山市栄谷977番456地先～和歌 山市栄谷977番452地先	49.4	6.00
22-337	藤戸台165号 線	和歌山市栄谷977番468地先～和歌 山市栄谷977番457地先	141.5	6.00
22-338	藤戸台166号 線	和歌山市栄谷977番441地先～和歌 山市栄谷977番442地先	21.0	6.00
22-339	藤戸台167号	和歌山市栄谷977番462地先～和歌	14.0	4.00

	線	山市栄谷977番462地先		
22-340	藤戸台168号線	和歌山市栄谷977番438地先～和歌山市栄谷977番437地先	21.0	6.00
22-341	藤戸台169号線	和歌山市栄谷977番430地先～和歌山市栄谷977番431地先	21.0	6.00
22-342	藤戸台170号線	和歌山市栄谷977番468地先～和歌山市栄谷977番427地先	49.2	6.00
22-343	藤戸台171号線	和歌山市栄谷977番422地先～和歌山市栄谷977番426地先	47.2	13.00
22-344	藤戸台172号線	和歌山市栄谷977番308地先～和歌山市栄谷977番304地先	51.5	6.00
22-345	藤戸台173号線	和歌山市栄谷977番282地先～和歌山市栄谷977番284地先	23.4	10.00
22-346	藤戸台174号線	和歌山市栄谷977番344地先～和歌山市栄谷977番343地先	28.5	6.00
22-347	藤戸台175号線	和歌山市栄谷977番332地先～和歌山市栄谷977番345地先	71.4	4.00 ～6.00
22-348	藤戸台176号線	和歌山市栄谷977番341地先～和歌山市栄谷977番341地先	11.0	6.00
22-349	藤戸台177号線	和歌山市栄谷986番17地先～和歌山市栄谷977番333地先	85.7	6.00
22-350	藤戸台178号線	和歌山市栄谷977番334地先～和歌山市栄谷977番334地先	14.0	4.00
22-351	藤戸台179号線	和歌山市栄谷977番296地先～和歌山市栄谷977番296地先	14.0	4.00
22-352	藤戸台180号線	和歌山市栄谷986番11地先～和歌山市栄谷977番285地先	230.7	6.00 ～9.00
22-353	藤戸台181号線	和歌山市栄谷986番12地先～和歌山市栄谷986番13地先	69.6	13.00
22-354	藤戸台182号線	和歌山市栄谷986番11地先～和歌山市栄谷977番328地先	214.0	6.00～ 11.00
22-355	藤戸台183号線	和歌山市栄谷986番15地先～和歌山市栄谷977番312地先	54.2	6.00
22-356	藤戸台184号線	和歌山市栄谷977番316地先～和歌山市栄谷977番318地先	34.2	6.00
22-357	藤戸台185号線	和歌山市栄谷977番322地先～和歌山市栄谷977番324地先	34.2	6.00
34-215	藤戸台186号線	和歌山市栄谷977番333地先～和歌山市栄谷977番327地先	54.2	6.00
22-359	藤戸台187号線	和歌山市栄谷977番331地先～和歌山市栄谷977番496地先	390.3	6.00～ 12.20
22-360	藤戸台188号線	和歌山市栄谷977番361地先～和歌山市栄谷977番366地先	62.9	6.00
22-361	藤戸台189号線	和歌山市栄谷977番370地先～和歌山市栄谷977番375地先	83.3	6.00

22-362	藤戸台190号線	和歌山市栄谷977番408地先～和歌山市栄谷977番408地先	14.0	4.00
22-363	藤戸台191号線	和歌山市栄谷977番379地先～和歌山市栄谷977番379地先	10.8	4.00
22-364	藤戸台192号線	和歌山市栄谷977番376地先～和歌山市栄谷977番389地先	94.0	6.00
22-365	藤戸台193号線	和歌山市栄谷977番415地先～和歌山市栄谷977番403地先	147.8	6.00
22-366	藤戸台194号線	和歌山市栄谷977番403地先～和歌山市栄谷977番393地先	60.7	6.00
22-367	藤戸台195号線	和歌山市栄谷977番432地先～和歌山市栄谷977番397地先	100.1	6.00～ 10.00
22-368	藤戸台196号線	和歌山市栄谷977番474地先～和歌山市栄谷977番479地先	60.9	6.00
22-369	藤戸台197号線	和歌山市栄谷977番505地先～和歌山市栄谷977番505地先	14.0	4.00
22-370	藤戸台198号線	和歌山市栄谷977番484地先～和歌山市栄谷977番487地先	40.9	6.00
22-371	藤戸台199号線	和歌山市栄谷977番506地先～和歌山市栄谷977番502地先	64.5	6.00
22-372	藤戸台200号線	和歌山市栄谷977番502地先～和歌山市栄谷977番495地先	60.9	6.00
22-373	藤戸台201号線	和歌山市栄谷977番340地先～和歌山市栄谷977番452地先	306.3	12.0 ～12.2
25-165	岡崎165号線	和歌山市井辺5番21地先～和歌山市井辺5番25地先	39.6	5.00
26-333	西脇333号線	和歌山市西庄508番2地先～和歌山市西庄508番2地先	17.0	6.00
31-187	有功187号線	和歌山市六十谷1251番6地先～和歌山市六十谷1251番54地先	257.5	4.20 ～7.50
31-188	有功188号線	和歌山市六十谷1251番65地先～和歌山市六十谷1251番70地先	18.5	4.20
31-189	有功189号線	和歌山市六十谷1251番63地先～和歌山市六十谷1251番71地先	19.0	6.00
31-190	有功190号線	和歌山市六十谷1251番73地先～和歌山市六十谷1251番61地先	16.5	4.20
31-191	有功191号線	和歌山市六十谷1294番159地先～和歌山市六十谷1294番159地先	15.0	7.50
31-192	有功192号線	和歌山市六十谷698番116地先～和歌山市六十谷698番10地先	25.5	4.60
31-193	有功193号線	和歌山市六十谷1199番8地先～和歌山市六十谷1188番3地先	72.0	4.00
31-194	有功194号線	和歌山市六十谷1188番8地先～和歌山市六十谷1188番8地先	12.5	4.00

(令和5年8月24日揭示済)

和歌山市告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	備考
26-325	旧	西脇325号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	
	新	西脇325号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	終点の変更
31-163	旧	有功163号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
	新	有功163号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	終点の変更

(令和5年8月24日揭示済)

和歌山市告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年8月24日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
26-325	旧	西脇325号線	和歌山市坂田606番3地先 和歌山市坂田604番15地先	64.1	6.00
	新	西脇325号線	和歌山市坂田606番3地先 和歌山市坂田592番11地先	111.3	6.00
31-163	旧	有功163号線	和歌山市神前68番5地先 和歌山市神前68番5地先	78.0	6.00
	新	有功163号線	和歌山市神前68番9地先 和歌山市神前68番15地先	176.5	4.20 ～6.20

(令和5年8月24日揭示済)

和歌山市告示第352号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年8月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	
令和5年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和5年度第3期の納期は、令和5年9月7日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年8月28日揭示済)

和歌山市告示353号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年8月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和4年度 令和5年度	第5期から第8期まで 随時第1期 随時第3期 第1期	国民健康 保険料	督促状の指定納期限を令和5年9月11日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年8月30日揭示済)

和歌山市告示第354号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成5年条例第24号）第13条第1項の規定に基づき、放置自動車を移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年8月30日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び保管期間

放置場所	移動し、保管した年月日	自動車の種類等		保管場所の所在地	保管期間
		車種	色		
和歌山市中之島177 1番地の西側市道上	令和5年8月 22日	ニッサン キューブ	黒	和歌山市和佐 中112	令和5年8月22日から同 年11月19日まで

2 移動し、保管した理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第13条第1項に該当したため

3 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年8月30日揭示済)

和歌山市告示第355号

市県民税普通徴収督促状、市県民税特別徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年8月31日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和5年8月31日揭示済)

和歌山市告示第356号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年8月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年9月25日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年9月25日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年9月25日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和5年9月25日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年8月31日揭示済)

和歌山市告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関	担当する医療の種類	(主として担当する医師) 変更前	(主として担当する医師) 変更後	変更年月日
和歌山労災病院 (和歌山市木ノ本93-1)	眼科	芦田 淳	佐々木秀一朗	令和5年 4月1日
半羽胃腸病院 (和歌山市堀止南ノ丁4-11)	腎臓	半羽健二	半羽慶行	令和5年 5月1日

(令和5年9月1日揭示済)

【 公 告 】

和歌山城ホールの指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成24年規則第7号）第2条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年8月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 管理施設

和歌山城ホール（和歌山市七番丁25番地の1）

2 業務内容

- (1) 施設利用に係る受付及び許可に関する業務
- (2) 施設利用料金及び附属設備等利用料金に関する業務
- (3) 施設の利用促進及び利用者サービスの向上に関する業務
- (4) 施設、設備及び備品の維持管理に関する業務

- (5) 事業に関する業務
 (6) その他施設の設置目的を達成するため市が必要と認める業務

3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 指定申込方法

(1) 募集要項の配布期間、場所及び方法

期間 令和5年8月21日（月）から同年8月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（8月21日は午後2時から午後5時まで）

場所及び方法 和歌山市役所10階 文化振興課において配布

上記期間中、和歌山市のホームページからもダウンロード可能

(2) 申込書の受付期間及び場所

期間 令和5年9月12日（火）から同年9月20日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

場所 和歌山市役所10階 文化振興課

（注意）直接持参することとし、郵送等は認めない。

（令和5年8月21日揭示済）

和歌山市加太の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年8月25日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和5年8月25日から同年9月14日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 和歌山市役所加太支所（和歌山市加太2692番地）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市役所加太支所においては令和5年8月25日から同年9月1日までの間（8月27日を除く。）、9時30分から16時まで行うこととする。和歌山市役所地籍調査課においては令和5年9月4日から同月14日までの間（同月9日及び同月10日を除く。）、9時から17時まで行うこととする。

（令和5年8月25日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年8月28日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市里字町265番1、265番2、271番、272番、水路	和歌山市太田1丁目9番18号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示

（令和5年8月28日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年8月28日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年8月25日 和建指第2738号	和歌山市西小二里1 丁目558番1の一 部、558番3、5 58番12の一部、 558番15	和歌山市中之島1518番 地 中之島801ビル5階 ヤマイチ・ユニハイムエス テート株式会社 代表取締役 山田 茂	5.00m×31.61m 31.61m

(令和5年8月28日揭示済)

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和5年8月29日から令和5年9月27日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和5年8月29日

和歌山市長 尾花正啓

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和5年9月27日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ 提出のあつた意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和5年10月12日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案
- ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- オ 異議申出の趣旨及び理由
- カ 教示の有無及びその内容
- キ 異議申出の年月日

(令和5年8月29日揭示済)

和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業の事業計画変更の申請に基づき、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供する。

また、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、令和5年9月1日から同年9月28日までに意見書を提出することができる。

なお、意見書を直接持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和5年9月28日までの消印有効とする。

令和5年8月31日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 縦覧開始の日 令和5年9月1日（金）
- 2 縦覧場所 和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(令和5年8月31日揭示済)

市有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年9月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 入札により売却する物件

物件番号	所在、地番	地目	地積	最低入札予定価格
1	和歌山市平井字川尻9番4	宅地	153.27㎡	2,090,000円
	和歌山市平井字川尻9番10	宅地	3.70㎡	
備考：上記土地2筆を一括し、現状有姿のままでの売却。 個人の給水管が布設されているおそれがあります。				
2	和歌山市平井字西垣内449番1	宅地	83.51㎡	1,200,000円
	備考：現状有姿のままでの売却。 個人の給水管が布設されているおそれがあります。			

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、平井地区内における旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

（昭和62年法律第22号）第2条に規定する地域改善対策特定事業の協力者等の個人とします（親族2人以上の連名による入札参加も可能とします。）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 法人
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市職員
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

3 契約条項を示す期間及び場所

期間 令和5年9月1日（金）から同月21日（木）まで
午前8時30分から午後5時15分まで

場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎4階 用地課

4 参加申込みの受付

期間 令和5年9月20日（水）から同月21日（木）まで
午前9時00分から午前11時00分まで

場所 和歌山市平井72-1 平井文化会館《平井ふれあいセンター》

5 入札執行の日時及び場所

1に示した物件について、次のとおり入札及び開札を行う。

物件 番号	日 時	場 所
1	令和5年11月8日（水）午前11時00分	平井文化会館《平井ふれあいセンター》 （和歌山市平井72-1）
2	令和5年11月8日（水）午前11時15分	

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上に相当する額を入札保証金として納付すること。

落札者は、契約締結時までに落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約締結時までに落札金額を全額納付する場合契約保証金は不要とする。

7 入札に参加する者に必要な資格のない者のした契約の申込みの効力に関する事項 無効とする。

8 入札に関する条件に違反した契約の申込みの効力に関する事項 無効とする。

9 契約の締結についての議会の議決の可否 否

10 契約書の作成の可否 要

11 郵便による入札書の提出の可否 否

12 その他 詳細は市有地売払い案内による。

（令和5年9月1日掲示済）

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第61号

令和5年4月23日執行の和歌山市議会議員一般選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のように公表する。

令和5年8月16日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西 勉 己

(別表省略)

(令和5年8月16日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第62号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年8月24日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和5年9月1日（金）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿に登録するについて
 - (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
 - (3) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和5年8月24日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和5年9月1日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西 勉 己

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 6,073人
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 101,205人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数 50,603人

(令和5年9月1日揭示済)

【 教育委員会告示 】**和歌山市教育委員会告示第16号**

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年8月29日

和歌山市教育委員会

教育長 阿形 博 司

- 1 日時 令和5年9月1日（金）午後6時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員会室
- 3 事案
 - (1) 令和5年9月議会教育委員会関係の補正予算（案）について

- (2) 和歌山市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会条例の制定について
(3) その他

(令和 5 年 8 月 29 日 揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第 27 号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成 13 年条例第 26 号）第 9 条の規定により営業所の所在地の変更の届出があったので、同条例第 18 条第 6 号の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 25 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指定番号	第 922 号
変更年月日	令和 5 年 8 月 10 日

	変更前	変更後
指定工事店名	佐野水道設備	
営業所所在地	和歌山市野崎 4-3-9	和歌山市島橋東ノ丁 8-15
代表者氏名	佐野佐登司	

(令和 5 年 8 月 25 日 揭示済)